

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

(職員厚生課)

ページ
一

告示

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示の一部改正

(職員厚生課)

三

訓令

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

(職員厚生課)

三

規則

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十五号

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

岐阜県職員被服貸与規則(昭和四十六年岐阜県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。
別表二の項を削り、同表中三の項を二の項とし、同項の次に次のように加える。

三 危機管理部 消防課	1 現場立入調査業務に従事する職員	作業服(上・下) 安全靴	夏用・冬用各一着 一足	三年
----------------	-------------------	-----------------	----------------	----

別表十一の項に次のように加える。

2 農業教育訓練業務に従事する職員		作業服(上・下)	夏用・冬用各一着	一年
地下足袋	一足	一年		
長靴	一足	一年		
帽子	一個	三年		
防除衣	一着	一年		

農業の散布作業に従事する職員に限る。

3 農業技手	防除用マスク	二個	一年	農業の散布作業に従事する職員に限る。
	作業服(上・下)	夏用・冬用各一着	一年	
	地下足袋	一足	一年	
	長靴	一足	一年	
	帽子	一個	三年	
	防除衣	一着	一年	農業の散布作業に従事する職員に限る。
	防除用マスク	二個	一年	農業の散布作業に従事する職員に限る。
防寒服	一着	三年		

別表十四の項第一号中「技術職員」を「職員」に改め、同表十五の項に次のように加える。

3 林業普及指導業務に従事する職員	作業服(上・下)	一着	一年	
	長靴	一足	三年	
	防寒服	一着	三年	

別表中十九の項を削り、十八の項を十九の項とし、十七の項を十八の項とし、十六の項の次に次のように加える。

十七 林政部全 国育樹祭推進 事務局	1 現場業務に従事する職員	作業服(上・下)	一着	三年

別表二十の項中「都市建築部街路公園課、下水道課」を「都市建築部下水道課」に改め、同表中五十二の項を五十四の項とし、三十九の項から五十一の項までを二項ずつ繰り下げ、同表三十八の項中「河川環境研究所」を「水産研究所」に改め、同項第二号を削り、同項を同表四十の項とし、同表三十七の項第一号中「養豚研究部の職員」を「養

豚・養鶏研究部の職員(関市駐在を除く。)」に、「養鶏研究部の職員」を「養豚・養鶏研究部の職員(関市駐在に限る。)」に改め、同項を同表三十九の項とし、同表中三十六の項を三十八の項とし、三十五の項を三十七の項とし、三十四の項を三十六の項とし、同表三十三の項第一号中「原料調整」の下に「並びに工業技術研究所複合材料部の成形」を加え、同項を同表三十五の項とし、同表中三十二の項を三十四の項とし、二十九の項から三十一の項までを二項ずつ繰り下げ、二十八の項を二十九の項とし、同項の次に次のように加える。

三十 動物愛護センター	1 獣医師	予防衣	夏用・冬用各一着	一年	
		予防スポン(スカート)	二着	一年	
		作業服(上・下)	夏用・冬用各一着	一年	
	2 衛生技術員	長靴	一足	一年	
		作業服(上・下)	夏用・冬用各一着	一年	
		革手袋	一对	一年	
	雨具	一着	一年		

別表中二十七の項を二十八の項とし、二十六の項を二十七の項とし、同表二十五の項第四号、第六号及び第十号中「を含む。」の下に「及び関保健所都上センター」を加え、同項を同表二十六の項とし、同表中二十四の項を二十五の項とし、二十三の項を二十四の項とし、二十二の項を二十三の項とし、二十一の項の次に次のように加える。

二十二 都市建築部水資源課	1 現場業務に従事する職員	作業服(上・下)	一着	一年	地下水位観測に従事する職員に限る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百二十八号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の第二項及び第五条の第三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示（平成四年岐阜県告示第百三十七号）の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、平成二十六年四月一日（以下「適用日」という。）以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十歳未満	四、三〇八円	一三、〇四〇円
二十歳以上二十歳未満	五、〇二四円	一三、〇四〇円
二十五歳以上三十歳未満	五、六一一円	一三、四四七円
三十歳以上三十五歳未満	六、一〇四円	一六、二八一円
三十五歳以上四十歳未満	六、五二四円	一八、八三四円
四十歳以上四十五歳未満	六、六〇一円	二二、七八四円
四十五歳以上五十歳未満	六、七〇八円	二四、五三三円
五十歳以上五十五歳未満	六、三七五円	二五、三七六円

五十五歳以上六十歳未満	五、九二二円	二四、一一四円
六十歳以上六十五歳未満	四、七三三円	一九、一六七円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、〇〇一円
七十歳以上	三、九三〇円	一三、〇四〇円

訓 令 一 甲

岐阜県訓令甲第十三号

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員安全衛生管理規程（昭和五十三年岐阜県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同条第三号中「岐阜地域総括監」を削り、同条第四号中「総務部職員厚生課長及び」を削る。

第九条第二項中「十一名」を「十四人」に、「五名」を「七人」に改める。

第三十条第一項中「療養者状況報告書」を「健康管理区分者状況報告書」に改め、同条第二項中「要療養者、要軽業者又は要注意者」を「健康者扱い（医師による直接の医療行為又は指導を必要としないものに限る。）」に改め、「職員」の下に「以外の職員」を加える。

別表第一総括安全衛生管理者が直接所管する所属の部中「岐阜地域福祉事務所及び」を「岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡及び本巣郡の区域内の現地機関（身体障害者更生相談所及び希望が丘学園を除く。）並びに」に改め、同表

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

地区安全衛生管理者が所管する所属の部岐阜地域総括監が所管する所属の項を削る。

別表第二技術に関する事務を掌理する健康福祉部次長の項中「所属」の下に「本庁課、東京事務所及び岐阜地域福祉事務所に限る。」を加え、同表その他知事が必要と認める健康管理医の項中「及び地区安全衛生管理者（岐阜地域総括監に限る。）が所管する所属」を「（本庁課、東京事務所、岐阜地域福祉事務所、犀川管理事務所並びに岐阜県民ふれあい会館、岐阜県福祉・農業会館及び岐阜県シンクタンク庁舎内の現地機関に限る。）」に改める。

別表第三定期健康診断の部一般定期健康診断の款人間ドック受診者を除く全職員の間検査項目の欄第十号中「硫酸亜鉛混濁試験（ZTT）」及び「コリンエステラーゼ」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社